

外国人労働者をめぐる税務

あがたグローバル税理士法人 税理士・米国公認会計士 | 多賀谷 博康

QUESTION

技能実習生に対して支給する給与の取扱い

当社では、中国とベトナムから技能実習生を受け入れています。技能実習生に対して支給する給与については、租税条約の規定による減免を受けられると理解していますが、この場合において、下記の点について教えてください。

- ① 「租税条約に関する届出書」の提出を失念した場合の取扱い
- ② 資格外活動をさせてしまっている場合の税務上のリスク
- ③ 在留資格の「技能実習生」ではなく「研修生」に対して支給する研修手当の税務上の取扱い

A ① 給与の支払日の前日までに、貴社の所轄税務署長に「租税条約に関する届出書」を提出しなければならないところ、これを提出していない場合には、原則として租税条約の規定の適用を受けることができないものと考えられます。

② 在留資格に適合した活動を行っていない場合には、租税条約の特典を受けられないと考えられます。

③ 研修生に対して支給する研修手当等は、実費弁償的なものである限り、非課税とされます。

なお、外国人労働者に係るその他全般的なことは、本誌2019年11月号特集「外国人の雇用～在留資格・税務・社会保険～」に詳しい解説がありますので、ご参照ください。

解説

1 技能実習生に対する本邦の課税関係

「技能実習」という在留資格では、技能等に習熟するため本邦の公私の機関と雇用契約に

基づいて業務に従事することができ（技能実習法¹ 2②④）、受入機関はその労務の対価として技能実習生に報酬を支払わなければなりません²。その報酬は給与所得に該当しますので（所法28①）、源泉徴収の対象となります。

(1) 居住者・非居住者の判断

居住者・非居住者の判定では、日本における在留期間が雇用契約等によりあらかじめ1年未満であることが明らかであると認められる場合を除き、国内において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有する者に該当するとして、国内に住所を有する者と推定され、反証がない限り居住者として取り扱われます（所令14①一、所基通3-3）。

したがって、例えば、技能実習1号のみで在留期間が1年未満の予定で入国した技能実習生は、非居住者に該当することとなりますし、技能実習2号・3号への移行を前提に入国した技能実習生は、入国時点から居住者に該当するものと考えられます（技能実習の流

参考

入管法19①、73の2
技能実習法2②④
所法28①、162①
164②、169
170、183①
212①、213①
復興財確法9①、13
通法72①
所令14①
所基通3-2、3-3
実特法3の2②
実特法省令2⑧⑨
8①

【脚注】

1 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」

2 受入機関は、技能実習生に対して支払う報酬額を技能実習計画に記載し（技能実習法8②九）、

さらに受入機関として認定されるためには、技能実習生に対する報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であることなどが必要とされています（技能実習法9九）。